

介護サービス一覧

サービス種類	サービスの内容	利用対象者 (○のある区分の方が利用できます)							備 考
		要支援		要介護					
		1	2	1	2	3	4	5	
自宅で利用するサービス									
訪問介護	ホームヘルパーに訪問してもらい、身体介護や家事援助が受けられます。	※	※	○	○	○	○	○	
訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問してもらい、入浴の介助が受けられます。	○	○	○	○	○	○	○	
訪問看護	看護師などに訪問してもらい、療養上の世話や診察の補助が受けられます。	○	○	○	○	○	○	○	
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などに訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。	○	○	○	○	○	○	○	現在のところ、市内にこのサービスを提供する事業所はありません。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師などに訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。	○	○	○	○	○	○	○	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24時間いつでも訪問介護や訪問看護を受けられます。			○	○	○	○	○	現在のところ、市内にこのサービスを提供する事業所はありません。
夜間対応型訪問介護	夜間専用の訪問介護サービスです。			○	○	○	○	○	現在のところ、市内にこのサービスを提供する事業所はありません。
自宅から通って利用するサービス									
通所介護	日帰りで施設に通い、食事や入浴などの支援や機能訓練が受けられます。	※	※	○	○	○	○	○	
通所リハビリテーション	日帰りで施設に通い、リハビリテーションが受けられます。	○	○	○	○	○	○	○	
短期入所生活介護	施設に短期間入所して、日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。	○	○	○	○	○	○	○	
短期入所療養介護	施設に短期間入所して、医療上の世話を含む日常生活の支援が受けられます。	○	○	○	○	○	○	○	
地域密着型通所介護	内容は通所介護と同じです（施設の規模が小さくなります）。			○	○	○	○	○	原則として、市内の方のみが利用できます。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者が施設に通い、食事や入浴などの支援を受けられます。	○	○	○	○	○	○	○	認知症の症状のある方が対象となります。 原則として、市内の方のみの利用となります。

※の部分は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

介護サービス一覧

サービス種類	サービスの内容	利用対象者 (○のある区分の方が利用できます)							備 考	
		要支援		要介護						
		1	2	1	2	3	4	5		
生活環境を整えるためのサービス										
福祉用具貸与	車いすやベッドなどの福祉用具の貸し出しが受けられます。	○	○	○	○	○	○	○	○	対象となる種目は別紙のとおりです。
特定福祉用具購入	年間10万円を上限とし、腰掛け便座や入浴補助用具などの福祉用具を購入できます。	○	○	○	○	○	○	○	○	対象となる種目は別紙のとおりです。
住宅改修	工事費用20万円を上限とし、手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修が行えます。	○	○	○	○	○	○	○	○	対象となる改修は別紙のとおりです。
生活の場を自宅から移して利用するサービス										
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している方が、介護やリハビリテーションを受けられます。	○	○	○	○	○	○	○	○	
介護老人福祉施設	自宅での介護が困難な方が入所し、介護を受けながら生活します。					○	○	○	○	要介護1、2の方でも利用できる場合があります。
介護老人保健施設	病状が安定している方に対し、介護やリハビリテーションを行い、家庭復帰を支援します。			○	○	○	○	○	○	
介護療養型医療施設	急性期の治療は終わったものの、医学的な管理のもとで長期療養が必要な方が、看護、介護、リハビリテーションなどを受けられます。			○	○	○	○	○	○	
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が食事や入浴などの支援を受けながら共同生活をします。		○	○	○	○	○	○	○	原則として、市内の方のみが利用できます。認知症の症状のある方が対象となります。
地域密着型特定施設入居者生活介護	内容は特定施設入居者生活介護と同じです（施設の規模が小さくなります）。			○	○	○	○	○	○	原則として、市内の方のみが利用できます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	内容は介護老人福祉施設と同じです（施設の規模が小さくなります）。					○	○	○	○	原則として、市内の方のみが利用できます。要介護1、2の方でも利用できる場合があります。
介護医療院	長期にわたり療養が必要である方が、医学的管理のもとに介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を受けられます。			○	○	○	○	○	○	現在のところ、市内にこのサービスを提供する事業所はありません。
複数のサービスを組み合わせて利用するサービス										
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問や宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスを受けられます。	○	○	○	○	○	○	○	○	原則として、市内の方のみが利用できます。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた多機能なサービスを受けられます。			○	○	○	○	○	○	原則として、市内の方のみが利用できます。

福祉用具貸与

対象種目	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
1 車いす				○	○	○	○
2 車いす付属品（クッション、電動補助装置等）				○	○	○	○
3 特殊寝台				○	○	○	○
4 特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス等）				○	○	○	○
5 床ずれ防止用具				○	○	○	○
6 体位変換器				○	○	○	○
7 認知症老人徘徊感知機器				○	○	○	○
8 移動用リフト（つり具の部分を除く）				○	○	○	○
9 自動排泄処理装置						○	○
10 手すり（工事を伴わないもの）	○	○	○	○	○	○	○
11 スロープ（工事を伴わないもの）	○	○	○	○	○	○	○
12 歩行器	○	○	○	○	○	○	○
13 歩行補助つえ	○	○	○	○	○	○	○

○のある区分の方が利用できます。

特定福祉用具購入

○対象種目

- 1 腰掛便座
- 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3 入浴補助用具
- 4 簡易浴槽
- 5 移動用リフトのつり具

住宅改修

○対象となる改修

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取り替え
- 5 洋式便器への便器の取り替え
- 6 その他上記の改修に付帯して必要となる住宅改修